

横浜市建築物開口部不燃化等改修事業補助金 補助対象判定フロー



補助対象です。(補助率:重点対策地域3/4、その他の補助対象区域2/3)

- ※開口部不燃化等改修の補助金額は、次により算出された額の低い方の額となります。
- ① 2者以上の見積書を徴収した結果、開口部不燃化等改修費用の一番低い見積書の額(申請者が中小企業者等の場合税抜額)×補助率
 - ② 補助額の上限 100 万円(2回目以降の申請の場合は、過去の補助金額の合計額を引いた額)

※1 「i-マップ」は、横浜市のホームページ内 横浜市行政地図情報提供システムにてご確認ください。
 ※2 申請者に市税の滞納がある場合は、補助対象になりません。
 ※3 本補助以外の補助金等の種類によっては、併用できる場合もあるので、ご相談ください。
 ※4 都市計画道路の整備区域は、「i-マップ」にて確認できます。都市計画決定線は、都市整備局都市計画課にてご確認ください。